7　ベトナム社会主義共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してベトナム社会主義共和国において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

8　ベトナム社会主義共和国政府は、借款が適正にかつ専ら3(1)に規定する生産物又は役務の購入のために使用されることを確保するために必要な措置をとる。

9　情報源及び資料の出所を公正に取り扱うことを確保しつつ、ベトナム社会主義共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　借款の使途及び改革計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　借款及び改革計画に関連するその他の情報（不正腐敗行為に関するものを含む。）

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をベトナム社会主義共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十一年一月二十一日にハノイで

ベトナム社会主義共和国駐在
日本国特命全権大使　谷﨑泰明

ベトナム社会主義共和国
計画・投資大臣　ヴォー・ホン・フック閣下

（ベトナム側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をベトナム社会主義共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十一年一月二十一日にハノイで

ベトナム社会主義共和国
計画・投資大臣　ヴォー・ホン・フック

ベトナム社会主義共和国駐在
日本国特命全権大使　谷﨑泰明閣下

○外務省告示第四十五号

平成二十三年一月二十一日にイスラマバードで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がパキスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

平成二十三年二月十四日

外務大臣　前原　誠司

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本使は、洪水災害を考慮しつつパキスタン・イスラム共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とパキスタン・イスラム共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

Ⅰ

1　百四十七億円（一四、七〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款Ⅰ」という。）が、ハイバル・パフトゥンハー州緊急農村道路復興計画（洪水災害対策）（以下「計画Ⅰ」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、パキスタン・イスラム共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款Ⅰは、パキスタン・イスラム共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款Ⅰの条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後九年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画Ⅰの実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款Ⅰは、パキスタンの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画Ⅰの実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款Ⅰの一部は、計画Ⅰの実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

Ⅱ

1　五十億円（五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款Ⅱ」という。）が、緊急輸入支援融資（洪水災害対策）（以下「計画Ⅱ」という。）を実施することを目的として、ＪＩＣＡにより、日本国の関係法令に従って、パキスタン・イスラム共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款Ⅱは、パキスタン・イスラム共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款Ⅱの条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後二年とする。

(2)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　(2)　借款Ⅱは、パキスタンの実施機関又はパキスタン・イスラム共和国内の輸入者が調達適格国の供給者に対して既に行ったか又は行う支払で、両政府の関係当局間で相互に合意する表に掲げる生産物の購入又は当該生産物の購入に付随する役務の購入のために当該実施機関又は当該輸入者と当該供給者との間で既に締結されたか又は締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意によって修正することができる。

(3)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

Ⅲ

1　パキスタン・イスラム共和国政府は、Ⅰ3(1)及びⅡ3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

2　パキスタン・イスラム共和国政府は、借款Ⅰ及び借款Ⅱ（以下合わせて「借款」という。）に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。